

# 令和6年 秋の福生市交通安全運動実施要領

## 1 目的

この運動は、市民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

## 2 運動期間

令和6年9月21日（土）から9月30日（月）までの10日間

## 3 運動の重点

- (1) 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- (2) 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- (4) 二輪車の交通事故防止

## 4 運動名及びスローガン

運動名 令和6年 秋の福生市交通安全運動

スローガン 世界一の交通安全都市T O K Y Oを目指して

## 5 重点に対する主な推進事項

- (1) 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
  - ア 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の服装等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
  - イ 通学路及び子どもが日常的に利用する生活道路等における見守り活動及び交通安全対策の推進
  - ウ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関するの広報啓発等の推進
  - エ 歩行者への基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動を促す取組の推進
  - オ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴等を踏まえた、保護者や教育関係者からの交通安全教育等の推進
  - カ 高齢歩行者の死亡事故の特徴を踏まえ、高齢者自身が加齢に伴う身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

## (2) 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

- ア 夕暮れ時における自動車前照灯の早めの点灯と、夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の推進
- イ 交通ルールへの遵守、歩行者優先の徹底、他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの推進
- ウ 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という飲酒運転を許さない社会環境を醸成するため、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進
- エ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底
- オ 妨害運転等の悪質・危険な運転の防止、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- カ 高齢運転者に対し、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進

## (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ア 全ての自転車等利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と、努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- イ 「自転車安全利用五則」（車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先、交差点での信号と一時停止遵守と安全確認、夜間ライト点灯、飲酒運転禁止、ヘルメット着用）や、二人乗り禁止、並進禁止等、基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
- ウ スマートフォン等の使用時や傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底
- エ 自転車利用者等の安全確保のための定期的な点検整備の推進
- オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進
- カ 特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底とヘルメット着用の促進

## (4) 二輪車の交通事故防止

- ア 二輪車の特性の周知や、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- イ 若年層のみならず、中高年層に対する二輪車利用者の交通マナー向上と安全利用に関する広報啓発の推進